

乾汽船株式会社

第100回 定時株主総会 招集ご通知

日時 2020年6月19日（金曜日）
午前10時（受付開始：午前9時）

場所 東京都千代田区平河町二丁目6番4号
海運クラブ（海運ビル）2階ホール
※末尾の「定時株主総会会場ご案内図」をご参照ください。

新型コロナウイルスに関するお知らせ

新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、株主総会会場において、株主の皆様の安全に配慮した感染防止の措置を講じる予定でございますので、ご協力賜りますようお願い申し上げます。

議案

会社提案

- 第1号議案 剰余金の配当の件
- 第2号議案 取締役5名選任の件
- 第3号議案 当社取締役会によるアルファレオホールディングス合同会社に対する情報提供要請に関する承認の件

株主提案

- 第4号議案 定款の一部変更の件（クローバック条項の採用について）
- 第5号議案 監査役3名の解任
- 第6号議案 政策保有株式の売却に係る定款変更の件
- 第7号議案 第三者割当増資に係る定款変更の件

目次	第100回定時株主総会招集ご通知	1
	株主総会参考書類	3
	事業報告	23
	連結計算書類	47
	計算書類	50
	監査報告書	53

株主各位

証券コード 9308
2020年6月4日

東京都中央区勝どき一丁目13番6号

乾汽船株式会社

代表取締役社長 **乾 康之**

第100回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第100回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

近時、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため政府や都道府県知事から外出自粛が強く要請される事態に至っております。この事態を受け、慎重に検討いたしました結果、本総会につきましては、適切な感染防止策を実施させていただいた上で、開催させていただくことといたしました。

本総会に上程されている議案には、当社提案（第1号議案から第3号議案まで）及び株主提案（第4号議案から第7号議案まで）が含まれております。議案の内容は株主総会参考書類に記載のとおりであります。が、**当社取締役会は、株主提案に係る議案の全て（第4号議案から第7号議案まで）に反対しております。**当社取締役会の当該議案に対する意見は、11頁から22頁に記載しております。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討くださいます。同封の議決権行使書用紙に賛否を記入し、2020年6月18日（木曜日）午後5時までに到着するようご返送ください。

敬 具

記

1 日 時 2020年6月19日（金曜日）午前10時（受付開始：午前9時）

2 場 所 東京都千代田区平河町二丁目6番4号

海運クラブ(海運ビル) 2階ホール

(末尾の「定時株主総会会場ご案内図」をご参照ください。)

・株主総会でのお土産の配布は予定しておりません。

3 目的事項

報告事項 1. 第100期（2019年4月1日から2020年3月31日まで）
事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第100期（2019年4月1日から2020年3月31日まで）
計算書類報告の件

決議事項 **会社提案** 第1号議案 剰余金の配当の件
第2号議案 取締役5名選任の件
第3号議案 当社取締役会によるアルファレオホールディングス合同会社に対する情報提供要請に関する承認の件
株主提案 第4号議案 定款の一部変更の件(クローバック条項の採用について)
第5号議案 監査役3名の解任
第6号議案 政策保有株式の売却に係る定款変更の件
第7号議案 第三者割当増資に係る定款変更の件

以上

1. 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。
2. 株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正が生じた場合には、インターネット上の当社ウェブサイト (<http://www.inui.co.jp/ir/stock/meeting.html>) に掲載いたします。
3. 本招集ご通知において提供すべき書類のうち、次に掲げる事項については法令及び当社定款第16条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト (<http://www.inui.co.jp/ir/stock/meeting.html>) に掲載しておりますので、本招集ご通知の提供書面には記載しておりません。
 - ・連結計算書類の連結注記表
 - ・計算書類の個別注記表
 なお、監査役が監査報告を、会計監査人が会計監査報告をそれぞれ作成するに際して監査した事業報告、連結計算書類及び計算書類には、本招集ご通知の提供書面に記載のもののほか、この連結注記表及び個別注記表も含まれております。
4. 本総会では、当日会場での投票による採決を行う場合がございます。

株主総会参考書類

議案及び参考事項

会社提案（第1号議案から第3号議案まで）
第1号議案から第3号議案までは、会社提案によるものであります。

会社提案

第1号議案

剰余金の配当の件

当期の期末配当につきましては、当期の業績と今後の事業展開等を総合的に勘案し、下記のとおりといたしたいと存じます。

(1) 配当財産の種類

金銭

(2) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき金3円 総額74,790,843円

(年間配当金は、1株につき中間配当金3円を含め、合計6円となります。)

(3) 剰余金の配当が効力を生じる日

2020年6月22日

会社提案

第2号議案

取締役5名選任の件

取締役全員（5名）は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、取締役5名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名				当社における地位	
1	いぬい 乾	やす 康	ゆき 之		代表取締役社長	再任
2	いぬい 乾	たか 隆	し 志		取締役専務執行役員	再任
3	く 苦	せ 瀬	ひろ 博	ひと 仁	社外取締役	再任 社外 独立役員
4	かわ 川	さき 崎	きよ 清	たか 隆	社外取締役	再任 社外 独立役員
5	かん 神	ばやし 林	のぶ 伸	みつ 光	社外取締役	再任 社外 独立役員

候補者番号1

再任



所有する当社株式の数
65,204株
取締役会出席回数
21回中21回

乾 康 之 (1968年12月5日生)

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

2004年 4月 当社入社
2006年 2月 同常務取締役不動産本部長兼物流本部企画部長
2007年12月 同常務取締役管理本部社長室長
2008年 2月 同代表取締役専務取締役
2008年12月 同代表取締役社長
2013年 5月 同代表取締役社長物流事業部門担当
2015年 4月 同代表取締役社長コーポレート部門担当
2016年 4月 同代表取締役社長（現任）

取締役候補者とした理由

乾 康之氏は、2004年に当社入社後、当社の事業領域の全てを経験し、2014年の旧乾汽船株式会社との経営統合以降は、事業施策の立案・推進を中心に外航海運事業にも参画しております。現在も当社の事業領域の全般に亘り執行し、当社グループの主要プロジェクトを掌握・管理しております。2008年12月以降、代表取締役社長として当社の経営を担い、倉庫、運送、不動産、金融、海運の分野に幅広い人脈を有し、当社グループ事業に関する豊富な業務経験と知見を有しております。同氏の経営手腕は、今後も当社グループの成長に必要な不可欠であると判断したことから、引き続き取締役候補者としております。

候補者番号2

再任



所有する当社株式の数
66,972株
取締役会出席回数
21回中21回

乾 隆 志 (1970年12月20日生)

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

2007年 8月 旧乾汽船株式会社入社
2007年 8月 株式会社商船三井出向
2012年 6月 旧乾汽船株式会社取締役経営管理部長
2014年 6月 同代表取締役社長
2014年10月 当社取締役専務執行役員海運事業部門担当
2016年 4月 同取締役専務執行役員（現任）
2017年 3月 イヌイ運送株式会社代表取締役社長（現任）

重要な兼職の状況

イヌイ運送株式会社代表取締役社長

取締役候補者とした理由

乾 隆志氏は、旧乾汽船株式会社代表取締役社長を務めていたことから、海運事業経営に関する知見を有しております。2014年10月より取締役専務執行役員として当社の経営を担うとともに、2017年には当社グループのイヌイ運送株式会社の代表取締役社長も兼任し、ロジスティクスにおける業務経験と知見も有しております。また、中期経営計画を策定・推進する主要メンバーも兼ね、グループ経営全般に亘り、代表取締役社長の補佐役を務めており、今後も当社グループの成長に必要な不可欠であると判断したことから、引き続き取締役候補者としております。

候補者番号3

苦 瀬 博 仁 (1951年3月1日生)

再任 社外 独立役員



略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1986年4月 東京商船大学（現東京海洋大学）商船学部船舶運航研究施設助教授
 1994年10月 同商船学部流通情報工学課程教授
 2003年10月 東京海洋大学海洋工学部流通情報工学科教授（大学統合による）
 2009年4月 同理事・副学長
 2011年9月 日本物流学会会長
 2012年6月 当社社外取締役（現任）
 2014年4月 流通経済大学流通情報学部教授（現任）

重要な兼職の状況

流通経済大学流通情報学部教授

社外取締役候補者とした理由

苦瀬氏は、日本物流学会会長を務めた経験を有する等、ロジスティクスシステムや都市計画に関する豊富な実績があり、また、物流・不動産といった当社事業活動についての広範囲にわたる深い知見及び広い人脈を有していることから、社外取締役としての職務を適切に遂行していただけるものと判断しております。なお、同氏は、過去に社外役員となること以外の方法で会社の経営に関与した経験はありませんが、上記の理由により、社外取締役として、その職務を適切に遂行できるものと判断しております。

所有する当社株式の数

2,130株

取締役会出席回数

21回中21回

候補者番号4

川 崎 清 隆 (1965年11月26日生)

再任 社外 独立役員



略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1991年4月 弁護士登録
 御堂筋法律事務所（現弁護士法人御堂筋法律事務所）入所
 2000年1月 同事務所パートナー
 2002年12月 弁護士法人御堂筋法律事務所社員（現任）
 2006年6月 株式会社ワールド社外取締役
 2014年10月 当社社外取締役（現任）

重要な兼職の状況

弁護士（弁護士法人御堂筋法律事務所社員）

社外取締役候補者とした理由

川崎氏は、弁護士として会社法、国際取引をはじめとした専門的な知識・経験を有していることから、その専門的な見識を当社の経営に活かし、社外取締役として職務を適切に遂行していただけるものと判断しております。なお、同氏は、過去に社外役員となること以外の方法で会社の経営に関与した経験はありませんが、上記の理由により、社外取締役として、その職務を適切に遂行できるものと判断しております。

所有する当社株式の数

2,130株

取締役会出席回数

21回中21回

候補者番号5

神 林 伸 光 (1948年5月28日生)

再任

社外

独立役員



所有する当社株式の数

2,130株

取締役会出席回数

21回中21回

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1971年4月 川崎重工業株式会社入社
1998年4月 同船舶事業本部営業本部商船営業部長
2008年4月 同常務執行役員営業推進本部長兼株式会社川崎造船取締役副社長
2010年4月 株式会社川崎造船代表取締役社長
兼川崎重工業株式会社常務取締役（非常勤）
2010年10月 川崎重工業株式会社代表取締役常務取締役
船舶海洋カンパニープレジデント
2013年6月 同特別顧問
2015年6月 一般財団法人日本船舶技術研究協会理事長（現任）
2016年3月 東海カーボン株式会社社外取締役（現任）
2017年6月 当社社外取締役（現任）

重要な兼職の状況

一般財団法人日本船舶技術研究協会理事長
東海カーボン株式会社社外取締役

社外取締役候補者とした理由

神林氏は、造船企業において長年経営者としてリーダーシップを發揮してきた実績に加え、他社の社外取締役としての経験もあり、広い人脈及び企業経営に関する豊富な経験を有しております。それらの知見を当社経営に反映し、社外取締役として、その職務を適切に遂行していただけるものと判断しております。

- (注) 1. 各候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
2. 苦瀬博仁、川崎清隆、神林伸光の3氏は、社外取締役候補者であります。なお、当社は、苦瀬博仁、川崎清隆、神林伸光の3氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。
3. 苦瀬博仁氏の当社社外取締役就任期間は本総会終結の時をもって8年となります。
4. 川崎清隆氏の当社社外取締役就任期間は本総会終結の時をもって5年9ヶ月となります。
5. 神林伸光氏の当社社外取締役就任期間は本総会終結の時をもって3年となります。
6. 社外取締役との責任限定契約について
苦瀬博仁、川崎清隆、神林伸光の3氏は、当社との間で、会社法第427条第1項及び当社定款第31条の規定により、会社法第423条第1項の損害賠償責任の限度額を、法令の定める最低責任限度額とする責任限定契約をそれぞれ締結しており、苦瀬博仁、川崎清隆、神林伸光の3氏の選任が承認された場合、3氏との当該契約を継続する予定であります。

会社提案

第3号議案

当社取締役会によるアルファレオホールディングス合同会社に対する情報提供要請に関する承認の件

本議案の要領及び概要につきましては、同封しております別紙をご参照ください。

株主提案（第4号議案から第7号議案まで）

第4号議案から第7号議案までは、株主からのご提案によるものであります。

株主提案議案に係る「議案の要領」及び「提案理由の概要」は、株主から提出された2020年4月15日付の株主提案権の行使に関する書面の内容を原文のまま記載しております。

株主提案

第4号議案

定款の一部変更の件(クローバック条項の採用について)

1. 議案の要領

現行定款(平成30年6月22日最終改正)の第30条につき第2項として以下の条項を追加し、第31条につき但書を追加する。

第30条(報酬等)

②固定報酬、業績連動報酬及び譲渡制限付株式報酬を含む全ての報酬において、投資の不成功による減損損失が発生した場合、不正会計等により過年度決算の修正が起きた場合または当会社全体、部門、部署ごとの目標達成度合の評価が誤った情報を反映した場合など、報酬額算定の基礎となる業績指標の虚偽や誤りがある場合には、正しい指標等に基づいて報酬額を再算定し、差額の報酬を当会社に返還させ、または報酬の額を減額もしくは不支給とするものとし、その内容の詳細については内規にて規定し、各取締役と当会社間の委任契約書へ記載するものとする。

第31条(取締役との責任限定契約)

ただし、第30条第2項による報酬の返還または報酬の額の減額(もしくは不支給)はこの限りでない。

2. 提案理由の概要

この規定は、経営陣が事業運営に関して意思決定を行う際に、そのリスクを包括的に把握する為に必要である。日本企業の場合、従来、上記30条2項案に記載したような事象が判明した場合に将来の報酬を自主的に放棄することはあっても、過去に支払った報酬を返還する事例は少なく、その判断は取締役任せられている。高い倫理観がある経営者であればよいが、そうでない経営者は返還を行わない。株主への配当を大幅に減額する一方で、取締役報酬は大幅に増加されるなど、乾汽船の報酬委員会は運営が不透明であり、機能しているとは言い難い。また、現常勤取締役就任後、2016年3月期に約140億円の巨額の減損損失の計上、そして2019年3月期には僅か1年で繰延税金資産を取り崩して経常赤字に転落した。にもかかわらず、常勤取締役報酬額は前年比36百万円も増加している。業績に見合った報酬額とするために、定款へ明確に規定する必要がある。

取締役会の意見：第4号議案に反対いたします。

提案株主は、「業績に見合った報酬額とするために、定款へ明確に規定する必要がある」として、報酬額算定の基礎となる業績指標の虚偽や誤りがある場合には、取締役の善管注意義務違反の有無にかかわらず、取締役の報酬を返還させる旨の定款の規定を設けることを提案しております。

しかしながら、支給した報酬の返還等を含む個別の取締役の報酬制度に関する事項は、取締役会が当社固有の事情を踏まえて適切に判断すべき事項であり、取締役に對する報酬の返還等を求めるべきか否か、また、返還等を求める額等については、取締役会、監査役会等の適切な機関において、個別具体的な状況を踏まえた判断が必要であるため、定款で一律の定めを設けることは不適切であると考えております。

また、当社取締役会は、当社の役員報酬制度は既に適切な業績評価を踏まえて支給されており、提案株主が主張するような、「業績に見合った報酬額とするために、定款へ明確に規定する必要がある」とは考えておりません。具体的には、当社取締役会は、個別の取締役の報酬決定に当たり業績を適切に反映させるためには、①業務執行を担う取締役が適切な経営指標の選択や執行状況の評価の方法の設定を行って算定方式等を決定した上で、②当該指標・方法に従い、個別具体的な事情を斟酌して個別の取締役の報酬を決定する必要があると考えているところ、当社では、①算定方式等について、当社が2018年度に任意で設置した「指名・報酬委員会」（2017年度まで当社が任意で設置していた報酬委員会に取締役の指名等に係る諮問機能を追加拡充して設置したものです。代表取締役1名、独立社外取締役2名（内1名が指名・報酬委員会委員長）で構成されております。）の審議・提案を経て、当社取締役会が、固定金銭報酬及び業績連動金銭報酬のいずれについても、取締役の役位、職責及び会社業績等を勘案した客観的な算定方式等を定めており、その上で、②個別の取締役の報酬についても、2008年2月28日開催の第87回定時株主総会においてご決議いただいた取締役の報酬総額（年額2億円）の範囲内で、当社が2018年度に任意で設置した「指名・

報酬委員会」の審議・提案を経て取締役会で決定することとしております。このように、現状の当社の報酬制度は、その審議・決定の過程に客観性が担保され、取締役の恣意性が最大限排除されたものであり、既に適切な業績評価を踏まえて支給されていることから、提案株主が述べるような「業績に見合った報酬額とするために、定款へ明確に規定する必要」はないと考えております。

したがいまして、当社取締役会は、本議案に反対いたします。

株主提案

第5号議案

監査役3名の解任

1. 議案の要領

監査役加島昭久氏、監査役田中正人氏及び監査役山田治彦氏の3名を解任する。

(当社注) 本議案に係る議決権行使の際の便宜のため、解任対象監査役につき、以下のとおり付番いたします。

候補者番号	氏名	当社における地位
1	加島昭久	常勤監査役
2	田中正人	社外監査役
3	山田治彦	社外監査役

2. 提案理由の概要

当社は、昨年9月6日付で「対象会社株式の大規模買付行為等への対応策(買収防衛策)廃止の件」(5号議案)を含む5つの事項を目的事項とする株主総会招集請求を行った。これに対し乾康之社長は昨年10月6日(日曜日)の取締役会(書面決議)の提案書にて、5号議案は議案の適法性に疑義があると解し臨時株主総会の議案として取り扱わないことを提案し、回答期限を10月7日(月曜日)の正午とした。検討時間が数時間しかないのに、監査役3名全員は異議がないとの書面を取締役に提出した。しかし、買収防衛策は株主総会決議で廃止できることが昨年6月定時総会招集通知及び有価証券報告書に明記されている。監査役3名は当然そのことを知っていたにもかかわらず、無条件に異議を述べなかった。監査役3名は責務を果たさず、単に、社長の行為の追認機関として存在しているだけであり、ガバナンス改善及び株主共同の利益を守るため解任する必要がある。

取締役会の意見：第5号議案に反対いたします。

当社は、提案株主が株主総会への付議を請求した、2019年6月21日開催の定時株主総会において導入が決議された当社株式の大規模買付行為等への対応策（以下「買収防衛策」といいます。）の廃止議案を、2019年11月4日開催の当社臨時株主総会（以下「2019年臨時総会」といいます。）の議案として取り上げないことといたしました。提案株主は、これを決定した2019年10月7日付の当社取締役会の書面決議（以下「本書面決議」といいます。）に先立ち、当社監査役が意見を述べるための検討時間が過少であったことや、当社監査役が無条件に異議を述べなかったことから、当社監査役は、当社代表取締役の行為の追認機関として存在しているだけであると主張しております。

しかしながら、(a)当社現任監査役3名は、買収防衛策の廃止議案を2019年臨時総会の議案として取り上げないことの適法性及び妥当性につき、十分な検討を行っているため、上記の提案株主の主張には理由がなく、また、(b)当社現任監査役3名は、当社の監査役に相応しい資質を有しており、かつ、当該資質を踏まえた適切な活動を行っていることから、当社監査役として適任であると考えます。以下、上記(a)及び(b)のそれぞれについて、ご説明いたします。

(a) 提案株主の提案理由における主張には理由がないこと

当社では、原則として、月2回の取締役会に加え、当社取締役及び当社監査役が出席する月2回の経営会議が開催されており、当社現任監査役3名は、2019年9月12日及び同月26日に開催された経営会議等により、本書面決議についての関連資料及び情報の共有を受け、買収防衛策の廃止議案を2019年臨時総会の議案として取り上げないことの適法性及び妥当性につき検討しておりました。

かかる検討において、当社現任監査役3名は、当社取締役及び当社取締役会より独立した立場から、法令、当社定款、類似事案における裁判例や法律専門家等の意見等を確認・検証した結果、異議を述べないこととしたのであり、当社代表取締役の行為を漫然と追認したものではありません。

このように、提案株主の提案理由における主張には理由はないと考えます。

(b) 当社監査役は選任方針に沿い適任であること

当社は、財務・会計に関する知見等、監査に必要となる専門性と幅広い分野についての豊富な知識を有する人材を当社の監査役候補者として指名することとしております。監査役候補者の指名に当たっては、同方針に従い、独立性の高い指名・報酬委員会における諮問を経て取締役会の決議により決定することとしております。

そして、当社現任監査役3名は、以下のとおり、上記の選任方針等に照らし、当社の監査役に相応しい資質を有しており、かつ、当該資質を踏まえた適切な活動を行っていることから、当社監査役として適任であると考えます。

<各監査役の資質・経験・活動状況等>

加島昭久 (常勤監査役)	総務、人事などコーポレート部門での業務に従事し、執行役員を務め、また、当社子会社の役員を歴任した経験から、当社監査に必要となる専門性と当社の管理運営業務をはじめとする幅広い分野に関する豊富な知見を有しており、かかる専門性と知見を活かして、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。
田中正人 (社外監査役)	証券会社における経験を含む企業経営についての豊富な経験と知識を有しており、社外監査役として、かかる経験と知識を活かして、企業経営の専門家としての専門的見地から、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。
山田治彦 (社外監査役)	公認会計士としての専門的な見識を有しており、社外監査役として、かかる見識を活かして、公認会計士としての専門的見地から、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。

また、指名・報酬委員会は、監査役の選任方針のほか、各監査役の資質・経験、それらのバランス等の観点から検討・審議のうえ、2020年5月21日付で、当社取締役会に対して、当社現任監査役3名を解任することは妥当でない旨を答申しております。

なお、本議案が承認可決された場合、当社には監査役が存在しないこととなるため、当社の監査体制に重大な支障を来すことが想定されます。この点に関して、提案株主は、本議案により当社監査役の解任を提案するものの、これに対する代替案（監査役選任議案）を提案しておりませんので、その点でも、提案株主の提案は、当社の監査体制を考慮しない、合理性を欠くものであると考えます。

したがって、当社取締役会は、本議案に反対いたします。

1. 議案の要領

現行定款(平成30年6月22日最終改正)に以下の章及び条文を新設する。

第9章 政策保有株式の売却

第52条(政策保有株式の売却)

当会社の第100期に係る定時株主総会の終結時点で当社が貸借対照表に計上している政策保有株式(有価証券報告書記載の特定投資株式)の全てを、第101期中に速やかに売却するものとする。

2. 提案理由の概要

乾汽船の第99期有価証券報告書によれば、貸借対照表計上額で約22億円の政策保有株式(18社)を保有している。保有目的は「取引・協力関係の維持・強化」とされているが、乾汽船は、保有が企業価値を向上することについての定量的な説明をしていない。更に、コロナウイルスの影響で保有先の業績が不透明な状況下では減損の可能性が高い。実際に、2020年3月期通期業績予想は有価証券の減損により下方修正している。その損失は株主が負担することになる。また、昨年6月開催の定時株主総会においては、政策保有株式18社の内、15社が乾汽船に代理人氏名が空欄の白紙委任状を提出しており、その議決権割合は約20%になる。政策保有株式の実態は、経営陣が自らの意向に応じて議決権を行使する為の「疑似自己株」であり、経営者の利益を守る為のものになっている。株主共同の利益を守り企業価値を向上する為には政策保有株式は売却されるべきである。

取締役会の意見：第6号議案に反対いたします。

当社は、当社グループの企業価値の維持・向上のため、政策的に、取引先の一部についてその株式を保有しておりますが、かかる政策保有株式については、当社グループと取引先との取引内容、取引の規模、取引の継続期間等を考慮して、その保有の必要性や保有に伴う便益が資本コストに総合的に見合っていること、及び価格変動等のリスクを考慮してもなお経済的メリットがあることについて、定期的に検証し保有の適否を判断しております。

実際に、当社は、上記の検討過程を経て、政策保有株式の縮減を進めており、2015年3月末時点で政策保有株式として保有していた72銘柄を、2019年3月末時点では35銘柄まで縮減させており、その貸借対照表上の帳簿価額が総資産に占める割合も、2015年3月末時点の10.09%から2019年3月末時点の5.55%へと減少しております。

<保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式(上場/非上場)>

項目		15/3期	16/3期	17/3期	18/3期	19/3期	増減 (15/3期比)
銘柄数	(社数)	72	38	38	35	35	▲37社
貸借対照表計上額	(百万円)	7,650	2,883	3,256	3,139	2,909	▲61.97%
対総資産	(%)	10.09	5.67	6.75	6.48	5.55	▲4.54pt

この点に関して、事業会社である当社は、数多のステークホルダーとの相互の関係によって経営環境を整えております。その一環として、取引先、同業他社及び金融機関等の株式を保有し、友好的な関係を維持・強化することにより、取引先及び同業他社との連携・協業に役立て、また、金融機関等からの経営上の有用な助言を得ることにつながる等、現在の当社の政策保有株式は、当社の中長期的な企業価値の維持・向

上に貢献しております。このような観点から、現在の当社の政策保有株式は、これらのステークホルダーとの間での強固な信頼関係の下支えとなり、ひいては、株主共同の利益を守り企業価値を維持・向上に資するものといえ、積極的にこの関係を壊すことは事業上のデメリットにしかありません。

また、個別の政策保有株式の保有の適否は、上記のとおり、個別具体的な事情を踏まえて、当社取締役会が、企業価値の維持・向上に資するか否か等を判断して決すべきものであり、定款で一律に規定することは妥当ではありません。以上のとおり、政策保有株式の全てを一律的に売却することを定める定款の規定は、上記の当社における当社の政策保有株式の保有方針及び当該方針に基づく検証結果にそぐわないものであり、また、株主共同の利益の確保及び企業価値の向上に反するものであると考えます。

したがって、当社取締役会は、本議案に反対いたします。

株主提案

第7号議案

第三者割当増資に係る定款変更の件

1. 議案の要領

現行定款(平成30年6月22日最終改正)に以下の章及び条文を新設する。

第10章 第三者割当増資における株主意思の反映

第53条(決議の方法)

取締役会は、第三者割当増資を行おうとする場合は、割り当てられる募集株式にかかる議決権の比率(希釈化率)が25%以上となるか否か、または支配株主が異動することとなるか否かに関わらず、事前に株主総会の普通決議を経なければならない。

尚、上記議題案(3)の「政策保有株式の売却に係る定款変更の件」が可決されなかった場合、第9章及び第52条は欠番とした上で、本議案の提案を維持する。

2. 提案理由の概要

第三者割当増資の場面においても株主総会の普通決議を必要とすべきである。東京証券取引所の有価証券上場規程「企業行動規範」において、公開会社が第三者割当増資により割り当てられる募集株式にかかる議決権の比率が、25%以上となる時、または支配株主が異動することとなる時は、経営陣から一定程度独立した者による第三者割当の必要性及び相当性に関する意見の入手をすれば、取締役会の決議により第三者割当増資が可能となる。しかしながら、現在の乾汽船の社外取締役及び社外監査役は、乾康之社長の意見の追認機関になってしまっており、「経営陣から一定程度独立した者」としての責務を果たしていない。よって、株主総会決議がなければ第三者割当増資をすることができないとすることが上記の東証の規程の趣旨に沿うものである。

取締役会の意見：第7号議案に反対いたします。

提案株主は、当社社外取締役及び当社社外監査役が、当社代表取締役の意見の追認機関になっており、「経営陣から一定程度独立した者」としての責務を果たしていないことから、東京証券取引所の有価証券上場規程432条に定める第三者割当に係る遵守事項（以下「本遵守事項」といいます。）の趣旨を踏まえ、第三者割当増資の場面においても株主総会の普通決議を必要とすべきと主張しております。

しかしながら、当社社外取締役及び当社社外監査役は、いずれも東京証券取引所の有価証券上場規程の定めに基づく独立役員に該当する、当社及び当社代表取締役から高い独立性を有する者であり、また、取締役会・監査役会においてそれぞれの専門的見地から当社及び当社代表取締役に対して適切な助言を行う等、それぞれの職責を適切に果たしており、当社代表取締役の意見の追認機関になっている事実はありません。

そもそも、本遵守事項は、第三者割当による募集株式等の割当てにより、割り当てられる募集株式等に係る議決権が当該割当て前の発行済株式に係る議決権の総数に占める比率が25%以上となる場合、又は、支配株主が異動する見込みがある場合に限り、経営者から一定程度独立した者による当該割当ての必要性及び相当性に関する意見の入手等の手続を求めるものであって（有価証券上場規程432条、同施行規則435条の2）、全ての第三者割当増資について上記手続を求めるものではありませんので、全ての第三者割当増資について株主総会の普通決議を必要とすべきとする根拠にはならないと考えます。

このように、全ての第三者割当増資について株主総会の普通決議を必要とすべきとする提案株主の主張には、理由がないと考えます。

また、会社法上、公開会社においては、機動的な資金調達を行うことができるよう、募集株式の発行は原則として取締役会決議により行うことができるものとされております（会社法201条1項、199条2項）。

当社においては、かかる会社法上の原則を修正することにより、全ての第三者割当増資の場面において株主総会の普通決議を必要とすべき理由はなく、かえって、時機を捉えた機動的な資金調達を阻害するのみならず、株主総会開催のための無用なコストも生じることから、株主の利益を害する結果となりかねません。そのような資金調達の是非については、高度な経営判断として、会社経営に関する専門的な知見を有する取締役会に委ねることが合理的であると考えます。

以上のとおり、本提案に係る定款変更は、その必要性及び合理性に欠けるものであり、むしろ、提案株主自らの持株比率を維持するためのものではないかとの疑念すら抱かざるを得ません。

したがいまして、当社取締役会は、本議案に反対いたします。

以上

1 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及び成果

当連結会計年度における我が国経済は、企業収益や雇用・所得環境の改善傾向が続き、緩やかに景気回復が続いたものの、米中貿易摩擦の長期化や、英国のEU離脱問題などに加え、新型コロナウイルスの感染症の拡大により景気の減速に関する懸念が高まり、先行きの不確実性が大きい状況にあります。

このような状況下、当連結会計年度における当社グループの業績は、外航海運事業におけるスモールハンディ船市況の悪化等により、売上高は前期比1,221百万円減収(△5.3%)の21,787百万円、営業損益は前期比1,280百万円減益の884百万円の損失、経常損益は前期比1,029百万円減益の1,080百万円の損失、親会社株主に帰属する当期純利益は前期比558百万円減益(△87.4%)の80百万円となりました。

当社グループのセグメント別の業績は、次のとおりであります。

①外航海運事業(ロジスティクス)

外航海運事業におけるスモールハンディ船市況は、2020年1月から開始した燃料油環境規制の影響で、操船や市況に混乱を来たす場面があり、2019年9月以降軟調に推移いたしました。また、年度終盤に発生した新型コロナウイルスの感染症拡大による影響で、海運市況はさらに悪化しました。

このような状況下、当社グループの外航海運事業におきましては、売上高は前期比1,150百万円減収(△8.3%)の12,734百万円、セグメント損益はスモールハンディ船市況の深刻な悪化等により、2,601百万円の損失(前期は1,196百万円の損失)となりました。

②倉庫・運送事業（ロジスティクス）

物流業界におきましては、貨物保管残高は前期をやや上回る水準で推移し、貨物取扱量は前期と概ね同水準で推移いたしました。

このような状況下、当社グループの倉庫・運送事業におきましては、連結子会社であるイヌイ運送株式会社の引越し取扱高の減少等により、売上高は前期比107百万円減収（△2.4%）の4,383百万円、セグメント利益は前期比3百万円減益（△7.0%）の45百万円となりました。

③不動産事業

都心部の賃貸オフィスビル市況は低水準の空室率で推移しており、賃料水準も小幅な上昇が続いております。また、東京23区の賃貸マンション市況は前期と概ね同水準で推移いたしました。

このような状況下、当社グループの不動産事業におきましては、既存賃貸物件の安定した高稼働により、売上高は前期比36百万円増収（+0.8%）の4,669百万円、セグメント利益は修繕費や減価償却費の減少等により前期比197百万円増益（+8.4%）の2,553百万円となりました。

事業セグメント別売上高

事業の種類別セグメントの名称	売上高	
	金額（百万円）	構成比（%）
外航海運事業	12,734	58.4
倉庫・運送事業	4,383	20.1
不動産事業	4,669	21.4
合 計	21,787	100.0

(2) 設備投資の状況

当連結会計年度において実施した企業集団の設備投資の総額は6,765百万円であります。

- ① 当連結会計年度中に完成した主要設備
外航海運事業において、新造船隻2隻に対し、当連結会計年度中に3,628百万円投資しております。
- ② 当連結会計年度継続中の主要設備の新設、拡充、改修
外航海運事業において、建造中の船隻が1隻あります。
倉庫・運送事業において、建設中の文書保管倉庫が1棟あります。
- ③ 重要な固定資産の売却、撤去、滅失
外航海運事業において、船隻3隻を売却しております。
倉庫・運送事業において、文書保管倉庫を1棟売却しております。

(3) 資金調達の状況

当連結会計年度においては、増資又は社債発行による資金調達は行っておりません。

(4) 対処すべき課題

当社は、2017年2月に中期経営計画「はじめての中期経営計画～今を生きる、明日を生きる～」(計画期間：2017年4月～2020年3月)(以下「前中期経営計画」といいます。)を策定し、同計画の中で①資産の力を事業の力に、②カイゼンは宝、③「らしさ」の追求、という3つの経営の基本方針を定め、計画期間の最終事業年度である当事業年度においても、当該経営の基本方針に従って不況を乗り越り成長するための自助努力を推進してまいりました。

前中期経営計画の計画期間の満了に伴い、当社は、次期中期経営計画(2020年4月～2023年3月)の策定・公表に向けて準備を進めておりましたが、新型コロナウイルスの感染症拡大による世界情勢の混乱等が当社の事業活動及び経営成績に与える影響により、次期中期経営計画の前提条件に変動が生じる可能性があるため、公表を見合わせております。

しかしながら、今後も、経営の基本方針については、前中期経営計画と変わりなく、①資産の力を事業の力に、②カイゼンは宝、③「らしさ」の追求、という3つを定め、不況を乗り越り成長するための自助努力を推進してまいります。

また、配当方針については、運賃市況のボラティリティの高い外航海運事業と、中長期視点で景気波動の異なる倉庫・運送事業及び不動産事業という3つの事業セグメントからなる当社の事業特性を踏まえた、以下に記載の従来の方針を継続します。

- ・従来どおり「良いときは笑い、悪いときにも泣かない」方針とします。
- ・業績に応じて、良いとき、悪いときの判断基準を定め、「悪いとき」には減配もありますが、無配を前提にはしません。
- ・また、「良いとき」には配当性向の累進による増配を提案してまいりたいと考えます。

なお、当社の配当政策につきましては、6. 会社の体制及び方針(4) 剰余金の配当等の決定に関する方針(本招集通知45頁から46頁)も併せてご参照ください。

(5) 財産及び損益の状況

	第97期 2017年3月期	第98期 2018年3月期	第99期 2019年3月期	第100期 2020年3月期 (当連結会計年度)
売上高 (百万円)	17,889	20,574	23,008	21,787
営業利益又は営業損失(△) (百万円)	△2,179	818	396	△884
経常利益又は経常損失(△) (百万円)	△2,346	755	△51	△1,080
親会社株主に帰属する当期純利益又は当期純損失(△) (百万円)	△880	1,820	639	80
1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失(△) (円)	△35.12	73.11	25.72	3.23
総資産 (百万円)	48,226	48,412	52,391	53,054
純資産 (百万円)	18,527	19,880	19,727	18,985
1株当たり純資産 (円)	739.15	800.31	793.14	761.56

(注) 1. 1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失(△)は、期中平均発行済株式総数により算出しております。なお、期中平均発行済株式総数は自己株式を控除した株式数を用いております。

2. 「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」(企業会計基準第28号 2018年2月16日)に基づく「会社法施行規則及び会社計算規則の一部を改正する省令」(2018年3月26日 2018年法務省令第5号)を第99期から適用しており、第98期の総資産の金額については、当該会計基準等を遡って適用した後の金額となっております。

3. 外航海運事業における船舶賃借に伴い発生する「船舶燃料受渡精算金」について、従来、「営業外収益」又は「営業外費用」に計上しておりましたが、第99期より、「営業外収益」の「船舶燃料受渡精算金」は「売上高」に、「営業外費用」の「船舶燃料受渡精算金」は「売上原価」に計上する方法に変更しております。この表示方法の変更を反映させるため、第98期の営業利益の金額について組替えを行っております。

(6) 重要な親会社及び子会社の状況

- ① 親会社との関係
該当事項はありません。
- ② 重要な子会社の状況

会社名	資本金 (百万円)	議決権比率 (%)	主要な事業内容
DELICA SHIPPING S.A.	3	100.0	船舶の所有及び貸渡業
イヌイ運送株式会社	385	100.0	一般貨物運送
イヌイ倉庫オペレーションズ株式会社	20	100.0	荷役作業請負、貨物運送

(注) 1. 当事業年度末日において特定完全子会社はありません。
2. INUI SHIPPING (SINGAPORE) PTE.LTD.は、2019年8月28日付で清算終了いたしました。

(7) 企業集団の主要な事業セグメント

- ① 外航海運事業 (ロジスティクス)
船舶の自社運航による貨物輸送、船舶貸渡業
- ② 倉庫・運送事業 (ロジスティクス)
倉庫、荷役、貨物運送
- ③ 不動産事業
施設賃貸

(8) 企業集団の主要拠点等

① 当社

名称	事業拠点
本社	東京都中央区
マンション・オフィスビル等	東京都：6件 神奈川県：1件
倉庫・文書センター	東京都：5事業所 茨城県：1事業所 埼玉県：1事業所 千葉県：4事業所 神奈川県：2事業所

② 子会社

会社名	事業拠点
DELICA SHIPPING S.A. (本社 パナマ共和国)	パナマ共和国：1事業所
イヌイ運送株式会社 (本社 東京都江東区)	東京都：4事業所 その他：3事業所
イヌイ倉庫オペレーションズ株式会社 (本社 東京都中央区)	東京都：4事業所 その他：7事業所

(9) 事業の用に供する船舶の状況

	船名	船種	総トン数	重量トン数
子会社	KEN GOH 他 計 21隻	貨物船	445,834トン	721,758K/T
用 船	計 4隻	貨物船	97,687トン	168,245K/T
合 計	25隻		543,521トン	890,003K/T

(10) 企業集団の使用人の状況

使用人数	前連結会計年度末比増減
168名	1名増

(注) 使用人数は就業人員であります。

(11) 主要な借入先の状況

借入先	借入額 (百万円)
株式会社三井住友銀行	17,765
株式会社みずほ銀行	4,423
株式会社愛媛銀行	2,189
株式会社三菱UFJ銀行	1,350
株式会社イオン銀行	940

(12) その他企業集団に関する重要な事項

該当事項はありません。

2 会社の株式に関する事項

(1) 発行可能株式総数	70,000,000株
(2) 発行済株式の総数	24,930,281株
	(自己株式1,142,679株を除く)
(3) 株主数	5,774名
(4) 上位10名の大株主	

株主名	持株数	持株比率
アルファレオホールディングス合同会社	7,563 ^{千株}	30.34%
東京海上日動火災保険株式会社	1,283	5.15
松岡冷蔵株式会社	962	3.86
乾 民治	902	3.62
株式会社三井住友銀行	848	3.40
乾 英文	698	2.80
MLI FOR CLIENT GENERAL OMNI NON COLLATERAL NON TREATY-PB	555	2.23
みずほ信託銀行株式会社	501	2.01
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	488	1.96
尾道造船株式会社	473	1.90

(注) 持株比率は当社が保有する自己株式 (1,142,679株) を控除して計算しております。

3 会社の新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の氏名等

地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	乾 康 之	
取締役専務執行役員	乾 隆 志	イヌイ運送株式会社代表取締役社長
取 締 役	苦 瀬 博 仁	流通経済大学流通情報学部教授
取 締 役	川 崎 清 隆	弁護士（弁護士法人御堂筋法律事務所社員）
取 締 役	神 林 伸 光	一般財団法人日本船舶技術研究協会理事長 東海カーボン株式会社社外取締役
常 勤 監 査 役	加 島 昭 久	
監 査 役	田 中 正 人	株式会社エグゼクティブ・パートナーズ理事
監 査 役	山 田 治 彦	公認会計士（山田治彦公認会計士事務所所長）

- (注) 1. 苦瀬博仁、川崎清隆、神林伸光の3氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
 2. 田中正人、山田治彦の両氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。
 3. 取締役苦瀬博仁、取締役川崎清隆、取締役神林伸光、監査役田中正人、監査役山田治彦の5氏につきましては、東京証券取引所に対し、独立役員として届け出ております。
 4. 2019年6月21日開催の第99回定時株主総会において、新たに山田治彦氏が監査役として選任され就任いたしました。
 5. 監査役山田治彦氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。

6. 当事業年度中に次のとおり監査役の異動がありました。
【任期満了による退任】（2019年6月21日付）

地位	氏名
監査役	尾崎輝郎

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社は、社外取締役及び監査役全員と会社法第427条第1項及び当社定款の規定に基づき、会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償責任限度額は法令の定める額を責任の限度としております。

(3) 取締役及び監査役の報酬等の額

区分	支給人員	支給金額
取締役 (うち社外取締役)	5名 (3名)	135百万円 (24百万円)
監査役 (うち社外監査役)	4名 (3名)	27百万円 (13百万円)
合計	9名	163百万円

- (注) 1. 取締役の報酬等の額は、2008年2月28日開催の第87回定時株主総会において年額200百万円以内（但し、使用人分給与は含まない。）と決議いただいております。
また別枠で2018年6月22日開催の第98回定時株主総会において譲渡制限付株式の付与のための報酬額として年額60百万円以内と決議いただいております。
2. 監査役の報酬等の額は、2007年2月27日開催の第86回定時株主総会において年額40百万円以内と決議いただいております。
3. 取締役の支給金額には、譲渡制限付株式の付与による報酬額として、24百万円が含まれております。
4. 上記のほか、2009年2月26日開催の第88回定時株主総会決議に基づく役員退職慰労金制度廃止に伴う打ち切り支給額の未払残高が、取締役1名に対し7百万円あります。

(4) 社外役員に関する事項

① 重要な兼職の状況

区分	氏名	兼職先	兼職の内容
取締役	苦瀬博仁	流通経済大学	教授
取締役	川崎清隆	弁護士法人御堂筋法律事務所	弁護士
取締役	神林伸光	一般財団法人日本船舶技術研究協会 東海カーボン株式会社	理事長 社外取締役
監査役	田中正人	株式会社エグゼクティブ・パートナーズ	理事
監査役	山田治彦	山田治彦公認会計士事務所	所長

(注) 上記兼職先と当社との間に特別な関係はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

区分	氏名	出席状況及び発言状況
取締役	苦瀬博仁	当事業年度に開催された取締役会21回の全てに出席し、ロジスティクスシステム等の専門的見地から、適宜発言を行っております。
取締役	川崎清隆	当事業年度に開催された取締役会21回の全てに出席し、弁護士としての専門的見地から、適宜発言を行っております。
取締役	神林伸光	当事業年度に開催された取締役会21回の全てに出席し、造船業界における長年の経験と知見から、適宜発言を行っております。
監査役	田中正人	当事業年度に開催された取締役会21回の全てに、また、監査役会12回の全てに出席するとともに、企業経営の専門家としての専門的見地から、適宜発言を行っております。
監査役	山田治彦	2019年6月21日の就任以降、当事業年度に開催された取締役会16回のうち15回に、また、監査役会9回のうち8回に出席するとともに、公認会計士としての専門的見地から、適宜発言を行っております。

5 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

EY新日本有限責任監査法人

(2) 責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

(3) 当社の当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

公認会計士法第2条第1項の業務に係る報酬等	45百万円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき報酬等の合計額	45百万円

- (注) 1. 監査役会は、会計監査人の監査計画に基づく監査日数や要員配置等の内容、前年度の監査実績の評価、会計監査人の監査業務執行状況の相当性、監査報酬の前提となる見積りの算出根拠等について必要な検証を行った上で、相当であると認めたことから、会計監査人の報酬等の額について同意いたしました。
2. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておらず、実質的にも区分できないため、上記金額にはこれらの合計額を記載しております。

(4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会社法第340条に定める会計監査人の解任のほか、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、会計監査人の解任又は不再任に関する議案を決定するものとし、取締役会は、当該決定に基づき、当該議案を株主総会に提案いたします。

6 会社の体制及び方針

(1) 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制

① 当社の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

コンプライアンス体制の整備及び維持を図ることを目的として「リスク・コンプライアンス委員会」を設置し、また、法令違反行為の予防措置、法令違反行為が発見された場合における対処方法、是正手段などを検討した結果、コンプライアンスの推進については「乾汽船グループ内部統制規程」を制定しております。

コンプライアンスを実効あらしめるために、次のとおりの具体策を行っております。

(i) 以下の事項を乾汽船グループ全役職員の行動規範として制定

1) 法令の遵守

法令を遵守し、社内規則や倫理等の社外のルールに従って行動し、公明正大な企業活動を遂行する。

2) 顧客の信頼獲得

市場における自由な競争のもとに、顧客ニーズにかなう商品・サービスを安全性や個人情報・顧客情報の保護に十分配慮して提供するとともに、正しい商品情報を的確に提供し、顧客の信頼を獲得する。

3) 相互発展

公明正大な取引関係の上取引先との信頼関係を築き、相互の発展を図る。

4) 企業情報の開示

財務諸表をはじめとした企業情報は、事実を適正に表示し、適切に開示する。

5) 株主・債権者の理解と支持

公正かつ透明な企業経営により、株主・債権者の理解と支持を得る。

-
- 6) 役職員の連帯と自己発現への環境づくり
役職員が企業の一員として連帯感を持ち、自己の能力・活力を発揮できるような環境づくりを行う。
 - 7) 個人情報等の適正な管理
個人情報、自社の機密情報を適正に管理する。
 - 8) 政治・行政との関係
政治・行政との健全かつ正常な関係を維持する。
 - 9) 反社会的勢力及び団体への対処
市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力及び団体とは一切関係を持たない。
 - 10) 環境問題への取り組み
環境問題への取り組みは人類共通の課題であり、企業の存在と活動に必須の要件であることを認識し、地球環境の保護に配慮した行動に努める。
- (ii) 内部監査部門として監査室を設置
 - (iii) コンプライアンスに関する研修体制の整備
 - (iv) 監査室及び外部の法律事務所に公益通報及び相談窓口を設置

② 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役・使用人の職務執行の状況を記録するための取締役会議事録及び稟議書等の文書の作成、保存（保存期間を含む。）、管理（管理する部署の指定を含む。）等については、「決裁規程」、「文書取扱規程」を定め、運用しております。

また、情報の管理については、「IT管理規程」、「個人情報保護規程」を定め、運用しております。

③ 当社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

事業の推進に伴って生じ得るリスクを把握・分析し、これに備えています。また、企業集団において生じ得るリスクについても同様に考えております。

リスク管理体制の規範として「乾汽船グループ内部統制規程」を制定し、同規程に則ったリスク管理体制を構築していくものといたします。そして、かかるリスク管理体制の一環として、リスク管理全体を統括する組織として「リスク・コンプライアンス委員会」を設置しております。また、不測の事態が発生した場合においては、社長を本部長とする「緊急対策本部」を設置し、損害の拡大を防止し、これを最小限に止める体制を整えております。

④ 当社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するため、取締役会を原則月2回（月1回以上）定時に開催するほか、必要に応じて適宜開催するものといたします。

取締役・使用人の役割分担、職務分掌、指揮命令関係等を通じた効率的な業務執行については、「業務・職務分掌規程」を制定し、運用しております。

⑤ 当社並びにその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

子会社の業務の適正を確保するという目的から次のとおりの体制を確立しております。

- (i) 当社のコンプライアンス体制、リスク管理体制については、グループ全体に適用あるものを構築し、定めております。
- (ii) 当社の取締役は、子会社において法令違反その他コンプライアンスに関する重要事項を発見した場合には、当社の監査役に報告するものとします。当社の監査役は意見を述べるとともに、改善策の策定を求めることができるものといたします。
- (iii) 子会社は当社からの経営管理、経営指導内容が法令に違反し、その他、コンプライアンス上問題があると認められた場合には、当社の監査役に報告するものとします。当社の監査役は意見を述べるとともに、改善策の策定を求めることができるものといたします。
- (iv) 子会社の意思決定に際しては、当社の社内規程に従い、必要に応じて当社の取締役会の承認を得ることとしております。

⑥ 当社の監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項並びに当該使用人の取締役からの独立性に関する事項及び当該監査役の当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

現在、監査役の職務を補助すべき使用人（以下「補助使用人」という。）を置いておりませんが、必要に応じて、監査役の職務補助のため補助使用人を置くこととし、その人事に関しては、取締役と監査役が意見交換を行うことといたします。また、補助使用人の監査役補助業務遂行について、取締役は、その独立性につき自ら認識するとともに、関係者にも徹底させるものいたします。

⑦ 当社の取締役及び使用人並びに子会社の取締役、監査役及び使用人等が当社の監査役に報告をするための体制、並びに当該報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

当社の取締役及び使用人は当社の業務又は業績に影響を与える重要な事項について当社の監査役に都度報告するものいたします。また、子会社の取締役、監査役及び使用人等は子会社の業務又は業績に影響を与える重要な事項について当社の監査役に都度報告するものいたします。監査役はいつでも必要に応じて、これらの取締役等に対して報告を求めることができることといたします。また、これらの報告をした者は、当社の社内規程上、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないものとされております。

⑧ 当社の監査役職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

当社は、監査役からその職務の執行について生ずる費用等として前払又は償還等の請求を受けた場合には、その費用等が監査役職務の執行について生じたものでないことが明らかである場合を除き、これを負担することとしております。

⑨ その他当社の監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

社内通報に関する規程として「公益通報制度運用要領」を制定し、その適切な運用を維持することにより、法令違反その他のコンプライアンス上の問題について監査役への適切な報告体制を確保するものいたします。

監査役は、監査法人及び内部監査部門とそれぞれ定期的に意見交換を行い、緊密な連携を図っていくものいたします。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

① 内部統制システム全般について

当社は、「内部統制システムに関する基本方針」を当社グループの全役職員の行動規範として制定するとともに、乾汽船グループにおける内部統制システムの構築・運用、リスク管理、危機管理に関する基本的な事項については「乾汽船グループ内部統制規程」を定めております。これらの規定事項に則り、内部監査に関する取締役会直属の機関として監査室を設置しており、社内諸業務の遂行状況をコンプライアンスの観点、経営方針や社内諸規程等に対する準拠性と企業倫理の視点から、年度監査計画に基づく監査を実施するとともに、監査の報告や改善のための意見を取締役会に提供することにより、更なる経営の合理化や能率向上を図ることを推進しております。

② リスク及びコンプライアンス体制について

当社では、社内取締役及び常勤監査役並びに上位職者が出席する「リスク・コンプライアンス委員会」を定期的開催し、当社グループの事業の推進に伴って生じ得るリスクを把握・分析するとともに、コンプライアンス体制の整備及び維持を図っております。

③ 監査役の監査の実効性を確保する体制について

当社監査役は、当社の取締役会及び経営会議並びにその他の重要な会議に参加するほか、内部監査部門から月1回の定期報告を受ける等しており、監査役への報告及び情報提供体制を整備し、監査役の監査の実効性を確保しております。

(3) 株式会社の支配に関する基本方針

当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針の内容の概要、基本方針の実現に資する特別な取組みの内容の概要、基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みの内容の概要、並びに各取組みに対する当社取締役会の判断及びその理由は、以下の通りであります。

① 基本方針の内容の概要

当社の経営権を有すべき者は、株主の皆様を含むステークホルダーとの調和を重んじ、株主の責任ある投資に適う事業活動を通じて、永続的な企業価値向上を目指す者であると考えております。そして、経営権を有する者かどうかの信任は株主の皆様の総意に基づき決定されるべきと考えます。この考えを前提とし、当社は、金融商品取引所に株式を上場している者として、市場における当社株式の自由な取引を尊重し、会社の支配権の移転を伴う特定の者による当社株式の大規模買付けであっても、当社の企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上に資するものである限り、これを一概に否定するものではありません。

しかしながら、大規模買付けの中には、当社の中長期的な企業価値ひいては株主共同の利益に資さない、専ら自身の短期的な利得のみを目的とするようなものや明白な侵害をもたらすおそれのあるもの、対象会社の株主に株式の売却を事実上強要するおそれがあるものも少なからず存在するなど、当社は、そのような当社株式の大規模買付けを行う者については、当社の経営権を有すべき者として不適切であると考えております。さらに、大規模買付けの中には、対象会社の株主や取締役会が買付けや買収提案の内容等について検討し、対象会社の取締役会が代替案を提示するために合理的に必要な期間・情報を与えないものや、対象会社の企業価値を十分に反映しているとはいえないもの等も見受けられますが、それらの大規模買付けに対して有効に対抗することは必ずしも容易ではありません。

当社は、このような当社の企業価値及び株主の皆様の共同の利益を毀損するおそれのある当社株式の大規模買付けを行う者は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として不適切であると考えております。そのため、このような者による当社株式の大規模買付けに対しては、予めその買付けに必要な手続きを定め、また、大規模買付者にその遵守を要求す

ることで、当社の企業価値及び株主の皆様の共同の利益を確保する必要があると考えております。

② 基本方針の実現に資する特別な取組みの内容の概要

(1) 基本方針の実現に資する特別な取組み

(i) 当社の企業理念及び企業価値の源泉

当社は、創業の祖を同一とする外航海運事業を営む旧乾汽船株式会社と倉庫事業・不動産事業を営む旧イヌイ倉庫株式会社が、2014年10月に経営統合したことにより誕生いたしました。旧乾汽船株式会社は1949年神戸証券取引所に、旧イヌイ倉庫株式会社は1961年東京証券取引所市場第二部に上場して以来、社会の公器として永続してまいりました。以降、様々な環境変化があり、都度、業態業容には若干の変化がございましたが、社会の一員として広く株主の皆様を含むステークホルダーのご愛顧により今日の当社があります。

運賃市況ボラティリティの大きい外航海運事業と、中長期の視点で景気波動の異なる倉庫事業及び不動産事業という3つの事業セグメントを適切に組み合わせることにより、単一事業の変動から影響を受けにくい可変性のある資産ポートフォリオを形成することで、事業基盤を支え、競争力の源としていくことが、当社のユニークさであり、今も今後も経営の差別化戦略の源泉と考えております。

当社は、経営の基本方針として以下の3点を定めております。

1) 資産の力を事業の力に

勝どきの不動産施設は収益力と資金調達力に優れた資産です。中長期的な視点で、景気波動の異なる船舶、倉庫の資産を組み合わせます。単一事業の変動から影響を受けにくい、可変性のある資産ポートフォリオを形成することで、事業の基盤を支え、競争力の源としていきます。

2) カイゼンは宝

環境変化への即応は難しいですが、PDCAサイクルを前提とした当社のカイゼンは、ムリなく、ムラをならし、ムダを取ってきた実績があり、企業文化として育ちつつありま

す。倉庫内から始まったカイゼンは、オフィスを経て、船の上にも広がっていきます。

3) 「らしさ」の追求

経営統合により混ざり合った企業文化は、内外環境の激変に晒され、多くの独自性を含む「らしさ」へ向かっております。3つの事業領域、2つの企業文化、1つの会社の「らしさ」は、差別化の源泉であり、我らの存在意義です。

上記のとおり、当社は、長期的な視点にたって上記経営の基本方針を着実に遂行していくことが、企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上に資するものと考えております。

(ii) 中期経営計画に基づく企業価値向上への取組み

上記経営の基本方針の遂行にあたり、当社は、2017年度から当事業年度までを対象年度とする中期経営計画を策定・公表し、同計画に基づき、以下のとおり3つの事業領域とコーポレート部門の充実に向けた各種施策に取り組んでまいりました。

- 1) 外航海運事業 : OWN主義への緩やかなシフト
- 2) 倉庫・運送事業 : 「カイゼン」の継続
- 3) 不動産事業 : 勝どきをより良い街に
- 4) コーポレート部門 : コーポレートガバナンスの強化、新しい働き方（組織・人事・雇用）、ファイナンスの考え方

なお、次期中期経営計画については、新型コロナウイルスの感染症拡大の影響により、公表を見合わせておりますが、準備が整い次第、策定・公表の上、同計画に基づき引き続き各種施策に取り組んでまいり所存です。

(iii) コーポレートガバナンスに関する取組み

当社は、コーポレートガバナンス体制の構築にあたり、経営の健全性、透明性、効率性を継続的に高めていくことを重要な経営課題としており、監査役制度を基礎として、東京証券取引所の定める独立役員要件を満たす社外取締役及び社外監査役を選任しております。

また、透明性の高い簡素でムダのない体制を前提とし、取締役5名のうち3名を経営陣から独立した社外取締役としております。このような体制とする最大の理由は、執行部門

における濃密なコミュニケーションとそれによる経営の意思決定の迅速性であり、その体制故に経営判断が拙速となる可能性を回避することを意図しております。

さらに、独立社外取締役が過半数を占める指名・報酬委員会を設置し、取締役・監査役の選解任や社長の選解任の方針、報酬の方針及び内容等を審議・決定し、取締役会へ答申するなど、独立社外役員による経営監督を強化し、実効性あるコーポレートガバナンス体制の構築に努めております。

(ロ) 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みの内容の概要

当社は、2019年5月14日開催の当社取締役会において、当社株式の大規模買付行為等への対応策（以下「本プラン」といいます。）の導入について決議し、2019年6月21日開催の当社第99回定時株主総会において、株主の皆様のご承認を経た上で、これを導入しております。

本プランは、株主の皆様が、当社株式の保有割合が30%以上となる買付け等（以下「大規模買付行為等」といいます。）を行おうとする者等（以下「大規模買付者等」といいます。）の大規模買付行為等の内容、大規模買付行為等に対する当社取締役会の意見・代替案等を踏まえ、大規模買付行為等にどのような対応をとるかを判断するために必要な情報や時間を確保すること等を目的としております。

上記目的のため、本プランは、大規模買付者等に対して、当社取締役会に対して必要かつ十分な情報を提供すること、及び、当社取締役会が対抗措置の不発動を決議するまでの間、大規模買付行為等を開始してはならないことをルールとして定め、大規模買付者等がこれを遵守しない場合は、株主総会において株主の皆様にご承認いただいた場合に限り、当社取締役会が対抗措置を講ずることがあることを明記しております。また、かかるルールが遵守された場合であっても、大規模買付行為等が当社の企業価値ひいては株主共同の利益を著しく損なうものと当社取締役会が合理的な根拠をもって判断した場合には、当社取締役会は、大規模買付行為等に対して、株主総会において株主の皆様にご承認いただいた場合に限り、対抗措置を講ずることがあります。

加えて、当社取締役会は、対抗措置の発動の是非について判断する場合、その恣意的判断を排するため、独立社外取締役3名から構成される独立委員会に対し対抗措置の発動の是非について諮問し、その勧告を最大限尊重いたします。

なお、本プランの全文・詳細については、当社ホームページ (<http://www.inui.co.jp/>) に掲載されている2019年5月14日付プレスリリース「当社株式の大規模買付行為等への対応策（買収防衛策）の導入について」をご参照ください。

③ 具体的取組みに対する当社取締役会の判断及びその理由

上記②(イ)に記載の取組みは、当社の中長期的な企業価値ひいては株主共同の利益を向上させるための具体的方策であるため、上記①に記載の当社の基本方針に沿うものであり、株主共同の利益を損なうものではなく、また、当社役員の地位の維持を目的とするものでもありません。

また、上記②(ロ)に記載の取組みは、大規模買付者等による大規模買付行為等が確認された際に、当社の中長期的な企業価値ひいては株主共同の利益を確保するための枠組みであり、上記①に記載の当社の基本方針に沿うものです。加えて、当該取組みについては、経済産業省及び法務省が発表した「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」の定める三原則の要件を充足するものであること、当社第99回定時株主総会において株主の皆様より本プランの導入に関する承認を得ていること、対抗措置の発動に際しては、必ず株主総会において株主意思を確認することとされていること等により、その公平性・客観性が担保されており、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、また、当社役員の地位の維持を目的とするものでもありません。

(4) 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、株主の皆様への利益還元を経営の重要課題の一つと考えており、業績に応じた配当を基本としつつ、業績にかかわらず一定水準の配当を安定的に維持する配当政策を行ってまいります。

基本となる考え方は、「良いときは笑い、悪いときにも泣かない」です。

「良いとき」、「悪いとき」の判断基準及び「笑う」と「泣かない」の具体的な検討の指針は以下のとおりです。

・判断基準

連結当期純利益が、年間500百万円以下の場合を「悪いとき」、年間1,500百万円を超える場合を「良いとき」とします。そして、基本となる配当性向の目標を30%と定めます。

「悪いとき」は、安定配当として1株当たり年間6円を目標とします。

「良いとき」は、連結当期純利益が年間1,500百万円を超える部分に対して配当性向50%の配当を目標とします。

「良くもなく、悪くもないとき」は、基本となる配当性向30%の配当を目標とします。

判断基準	連結当期純利益	配当目標計算基準
悪い	～500百万円以下	年間6円
基本	500百万円超～1,500百万円以下	連結当期純利益×配当性向30%・・・①
良い	1,500百万円超～	(連結当期純利益－1,500百万円)×配当性向50%+①基本配当

当社は、中間配当と期末配当の年2回の剰余金の配当を行うことを基本方針としております。これらの配当の決定機関は、中間配当は取締役会、期末配当は株主総会であります。

なお、2020年3月期の配当は、1株当たり年間6円を予定しております。

内部留保の用途につきましては、中長期的展望に基づき当社グループの収益基盤の強化にあててまいります。

当社は株主の皆様への機動的な利益還元を行うため、会社法第454条第5項の規定により「取締役会の決議により、毎年9月30日を基準日として、中間配当を行うことができる」旨を定款に定めております。

(注) 本事業報告中の記載金額及び株式数は、表示単位未満の端数を切り捨てとし、また、百分比につきましては表示未満端数を四捨五入して表示しております。

連結計算書類

連結貸借対照表 (2020年3月31日現在)

(単位：百万円)

科目	金額
資産の部	
流動資産	12,951
現金及び預金	9,599
営業未収金	1,205
繰延及び前払費用	479
貯蔵品	779
その他	888
貸倒引当金	△0
固定資産	40,102
有形固定資産	36,017
船舶	18,361
建物及び構築物	10,007
機械装置及び運搬具	100
工具、器具及び備品	477
土地	1,133
信託建物及び信託構築物	3,864
信託土地	204
建設仮勘定	1,863
その他	5
無形固定資産	284
ソフトウェア	171
商標権	103
その他	9
投資その他の資産	3,800
投資有価証券	3,210
その他	590
貸倒引当金	△0
資産合計	53,054

科目	金額
負債の部	
流動負債	9,345
営業未払金	1,440
短期借入金	2,810
1年内返済予定の長期借入金	3,011
割賦未払金	1,358
未払法人税等	24
賞与引当金	82
用船契約損失引当金	26
その他	592
固定負債	24,722
長期借入金	21,674
繰延税金負債	292
退職給付に係る負債	110
受入保証金	1,454
長期前受収益	536
特別修繕引当金	534
その他	119
負債合計	34,068
純資産の部	
株主資本	18,835
資本金	2,767
資本剰余金	11,620
利益剰余金	5,561
自己株式	△1,114
その他の包括利益累計額	150
その他有価証券評価差額金	253
繰延ヘッジ損益	△102
純資産合計	18,985
負債・純資産合計	53,054

(注) 記載金額は百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書 (2019年4月1日から2020年3月31日まで)

(単位：百万円)

科目	金額	
売上高		21,787
売上原価		21,302
売上総利益		484
販売費及び一般管理費		1,368
営業損失		884
営業外収益		
受取利息	74	
受取配当金	82	
その他	50	207
営業外費用		
支払利息	343	
為替差損	39	
その他	21	404
経常損失		1,080
特別利益		
固定資産売却益	807	
子会社清算益	444	
その他	57	1,309
特別損失		
減損損失	20	
固定資産除却損	4	
投資有価証券評価損	71	96
税金等調整前当期純利益		131
法人税、住民税及び事業税		9
法人税等調整額		40
当期純利益		80
親会社株主に帰属する当期純利益		80

(注) 記載金額は百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書 (2019年4月1日から2020年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当連結会計年度期首残高	2,767	11,627	5,598	△1,171	18,822
当連結会計年度中の変動額					
剰余金の配当			△117		△117
親会社株主に帰属する当期純利益			80		80
自己株式の取得				△0	△0
自己株式の処分		△6		57	50
株主資本以外の項目の当連結会計年度中の変動額（純額）					
当連結会計年度中の変動額合計	－	△6	△37	56	12
当連結会計年度末残高	2,767	11,620	5,561	△1,114	18,835

	その他の包括利益累計額				純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ損益	為替換算 調整勘定	その他の包括利益 累計額合計	
当連結会計年度期首残高	447	16	440	904	19,727
当連結会計年度中の変動額					
剰余金の配当					△117
親会社株主に帰属する当期純利益					80
自己株式の取得					△0
自己株式の処分					50
株主資本以外の項目の当連結会計年度中の変動額（純額）	△194	△119	△440	△754	△754
当連結会計年度中の変動額合計	△194	△119	△440	△754	△741
当連結会計年度末残高	253	△102	－	150	18,985

(注) 記載金額は百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。

計算書類

貸借対照表 (2020年3月31日現在)

(単位：百万円)

科目	金額	科目	金額
資産の部		負債の部	
流動資産	8,820	流動負債	4,516
現金及び預金	5,725	海運業未払金	681
海運業未収金	1,062	営業未払金	393
営業未収金	284	短期借入金	2,610
繰延及び前払費用	416	1年内返済予定の長期借入金	290
立替金	20	未払金	15
貯蔵品	661	未払法人税等	16
代理店債権	72	未払費用	42
その他	577	前受金	71
貸倒引当金	△0	前受収益	201
固定資産	27,542	賞与引当金	58
有形固定資産	16,423	用船契約損失引当金	26
建物	9,889	その他	109
構築物	77	固定負債	11,031
機械及び装置	5	長期借入金	8,640
車両運搬具	12	繰延税金負債	145
工具、器具及び備品	476	受入保証金	1,618
土地	945	長期前受収益	536
信託建物	3,802	退職給付引当金	40
信託構築物	62	その他	50
信託土地	204	負債合計	15,547
建設仮勘定	942	純資産の部	
その他	5	株主資本	20,607
無形固定資産	253	資本金	2,767
ソフトウェア	141	資本剰余金	11,621
商標権	103	資本準備金	2,238
その他	8	その他資本剰余金	9,382
投資その他の資産	10,865	利益剰余金	7,333
投資有価証券	3,137	利益準備金	414
関係会社株式	1,740	その他利益剰余金	6,919
長期前払費用	87	別途積立金	2,600
差入保証金	184	固定資産圧縮積立金	31
保険積立金	258	繰越利益剰余金	4,287
長期貸付金	10,007	自己株式	△1,114
その他	40	評価・換算差額等	207
貸倒引当金	△4,593	その他有価証券評価差額金	264
資産合計	36,363	繰延ヘッジ損益	△56
		純資産合計	20,815
		負債・純資産合計	36,363

(注) 記載金額は百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。

損益計算書 (2019年4月1日から2020年3月31日まで)

(単位：百万円)

科目	金額	
売上高		
海運業収益	13,282	
倉庫・運送業収益	2,401	
不動産業収益	4,700	20,385
売上原価		
海運業費用	16,042	
倉庫・運送業費用	2,308	
不動産業費用	2,152	20,504
売上総損失		119
販売費及び一般管理費		1,244
営業損失		1,363
営業外収益		
受取利息	203	
受取配当金	123	
貸倒引当金戻入益	691	
その他	23	1,041
営業外費用		
支払利息	44	
為替差損	197	
その他	0	242
経常損失		564
特別利益		
固定資産売却益	4	
投資有価証券売却益	57	
子会社清算益	619	680
特別損失		
固定資産除却損	3	
減損損失	20	
投資有価証券評価損	37	62
税引前当期純利益		54
法人税、住民税及び事業税		4
法人税等調整額		85
当期純損失		36

(注) 記載金額は百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書 (2019年4月1日から2020年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株主資本								
	資本金	資本剰余金			利益剰余金				
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金			利益剰余金合計
別積立金	固定資産圧縮積立金	繰越利益剰余金							
当期首残高	2,767	2,238	9,389	11,627	414	2,600	49	4,423	7,487
当事業年度中の変動額									
剰余金の配当								△117	△117
固定資産圧縮積立金の取崩							△17	17	-
当期純損失								△36	△36
自己株式の取得									
自己株式の処分			△6	△6					
株主資本以外の項目の 当事業年度中の変動額 (純額)									
当事業年度中の変動額合計	-	-	△6	△6	-	-	△17	△136	△153
当期末残高	2,767	2,238	9,382	11,621	414	2,600	31	4,287	7,333

	株主資本		評価・換算差額等			純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ 損益	評価・換算 差額等合計	
当期首残高	△1,171	20,711	468	△0	468	21,179
当事業年度中の変動額						
剰余金の配当		△117				△117
固定資産圧縮積立金の取崩		-				-
当期純損失		△36				△36
自己株式の取得	△0	△0				△0
自己株式の処分	57	50				50
株主資本以外の項目の 当事業年度中の変動額 (純額)			△203	△56	△260	△260
当事業年度中の変動額合計	56	△103	△203	△56	△260	△364
当期末残高	△1,114	20,607	264	△56	207	20,815

(注) 記載金額は百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2020年5月19日

乾汽船株式会社
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人
東京事務所
指定有限責任社員 公認会計士 佐野 康一 ㊞
業務執行社員
指定有限責任社員 公認会計士 林 一樹 ㊞
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、乾汽船株式会社の2019年4月1日から2020年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、乾汽船株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2020年5月19日

乾汽船株式会社
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 佐野 康一 ㊞

業務執行社員
指定有限責任社員 公認会計士 林 一樹 ㊞
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、乾汽船株式会社の2019年4月1日から2020年3月31日までの第100期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告書 謄本

監 査 報 告 書

当監査役会は、2019年4月1日から2020年3月31日までの第100期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、監査計画及び職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、監査計画及び職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施いたしました。
 - ①取締役会及び経営会議並びにその他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役、監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社からの事業の報告を受けました。
 - ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及び同号ロの各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
 - ④会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- ④事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号口の各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと認めます。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2020年5月20日

乾汽船株式会社 監査役会

常勤監査役 加 島 昭 久 ㊟

社外監査役 田 中 正 人 ㊟

社外監査役 山 田 治 彦 ㊟

以 上

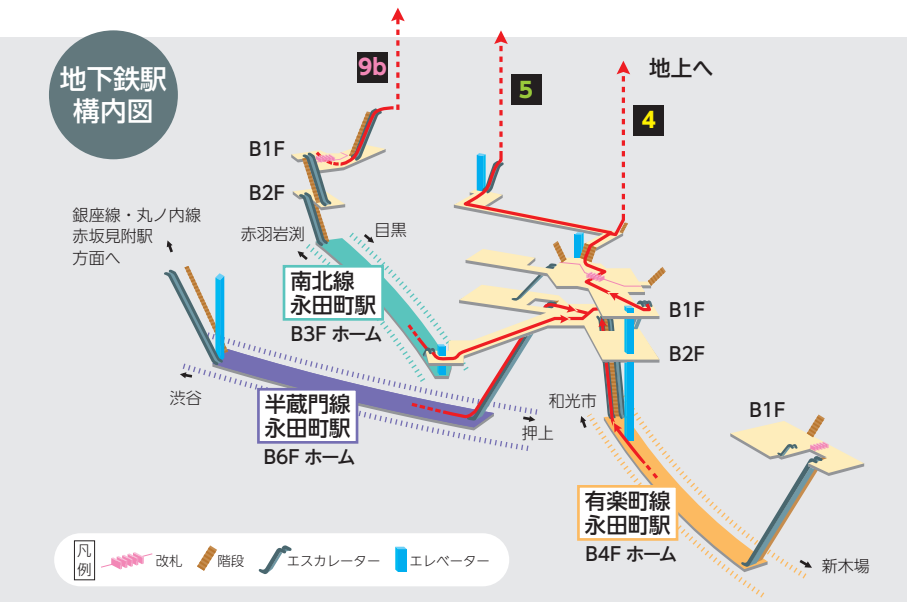
定時株主総会会場ご案内図



会場

海運クラブ(海運ビル) 2階ホール

東京都千代田区平河町二丁目6番4号 海運ビル
電話 (03) 3264-1825 (会場代表)



地下鉄駅構内図

銀座線・丸ノ内線
赤坂見附駅
方面へ

凡例
改札 階段 エスカレーター エレベーター

交通

東京メトロ有楽町線／半蔵門線／南北線

永田町駅

4番出口、**5番出口** 又は **9b出口** より

→ 徒歩2分

東京メトロ銀座線／丸ノ内線

赤坂見附駅

D出口 より

→ 徒歩5分

乾汽船株式会社

〒104-0054

東京都中央区勝どき一丁目13番6号 プラザタワー勝どき

TEL : 03-5548-8211 (代) <http://www.inui.co.jp/>



見やすく読みまちがえにくい
ユニバーサルデザインフォント
を採用しています。

会社提案

第 3 号議案

当社取締役会によるアルファレオホールディングス合同会社に対する
情報提供要請に関する承認の件

当社取締役会は、2020 年 5 月 27 日開催の当社取締役会において、本総会において株主の皆様のご承認をいただいた上で、当社が当社の筆頭株主であるアルファレオホールディングス合同会社（以下「アルファレオ社」といいます。）との間で、当社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上へ向けた建設的な対話を実現することを目的として、アルファレオ社に対して、当該対話の実現のために必要となる情報の提供を要請する旨を決議いたしました（以下「本決議」といい、かかる要請を、以下「本情報提供要請」といいます。）。

1. 本決議に至る経緯

当社取締役会は、2020 年 5 月 1 日付で、当社及び当社子会社の従業員並びに当社の従業員組合の組合員である当社の株主複数名から、アルファレオ社の実態や、投資の目的について、全てのステークホルダーに対して納得のいく説明等を求める文書（別添）（以下「本文書」といいます。）を受領いたしました。その後、2020 年 5 月 25 日現在、当社従業員 78 名（本文書の名義人を含み、全従業員の約 98%に相当します。）、当社の関係会社役員 137 名、その他当社の創業家親族などを含む、合計 236 名の当社の事業に現在関与し、又は、これまで関与してきた方々（以下「当社従業員等」といいます。）より、本文書に賛同する旨の連絡を受けております。なお、本文書の名義人及びその賛同者が保有する株式の総数は 3,633,810 株（2020 年 3 月 31 日現在における当社発行済株式総数（以下「当社発行済株式総数」といいます。）の 13.94%に相当します。）、当該株式に係る議決権の総数は 36,295 個（2020 年 3 月 31 日現在における当社発行済株式に係る議決権の総数（以下「当社議決権総数」といいます。）の 14.66%に相当します。）となります。

そして、当社取締役会は、本文書の内容及びその賛同者の数等を勘案した結果、本文書が提出された背景には、以下の 2 点が存在すると考えました。すなわち、まず、①2020 年 3 月 31 日現在におけるアルファレオ社の保有する株式については、その総数が当社発行済株式総数の 29.01%、当該株式に係る議決権の総数が当社議決権総数の 30.34%であり、アルファレオ社が当社の経営・事業運営等に強い影響力を有していること、次に、②アルファレオ社が、当社代表取締役の取締役からの解任議案や任期中の当社全監査役の解任議案を当社株主総会に提出するなど、自己の株主権を行使することを通じて、当社の経営・事業運営等にその強い影響力を及ぼすことにより、当社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を阻害しかねないのではないかと不安を当社従業員等に生じさせていることです。当社取締役会は、本文書の内容を真摯に受け止め、今後の対応について検討を行った結果、上記のとおり当社従業員等に不安が生じたのは、これまで当社とアルファレオ社との間で当社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上へ向けた建設的な対話が十分でなかったことに原因があり、今後、アルファレオ社との間で、より本質的な方法を通じて建設的な対話を行う必要があるとの結論に至りました。

乾汽船株式会社第 100 回定時株主総会招集ご通知（別紙）

しかしながら、アルファレオ社は、スチュワードシップ・コードに則り当社との対話を推進していく旨を明言しておりますが、その実態が必ずしも定かではなく、また、如何なる目的をもって当社株式への投資を行っているのかも明らかでないため、同社との間で建設的な対話を実現するための基礎となる情報を欠いている状況にあります。この点に関して、アルファレオ社は、2019年10月29日付当社プレスリリース「当社質問状に対する回答書受領に関するお知らせ」のとおり、当社株式への投資目的を「純投資」として回答しており、また、同社が提出した2020年5月15日付変更報告書(13)においても、当社株式の保有目的を「純投資が基本であるが、状況に応じて経営陣への助言や重要提案行為を行う」と述べておりますが、例えば、アルファレオ社が求める当社代表取締役の取締役からの解任や当社全監査役の解任については、仮に同社が求めるとおりに当該解任が実現した場合、当該解任後の当社の経営・事業運営等のためにはそれらの後任となる候補者等の適切な代替案があつてしかるべきであるにもかかわらず、アルファレオ社からは適切な代替案が示されませんでした。「純投資」を目的として当社株式を保有している同社が、なぜ当社に対して適切な代替案なくこのような行為を行うのか、当社といたしましてはその意図を測りかねております。

当社取締役会は、これまでも、アルファレオ社に対し、同社の実態や、投資の目的等の情報の提供を要請しておりましたが、同社からは十分な回答が得られておりませんでした。しかしながら、本文書による要請を契機として、アルファレオ社に対する今後の対応を検討した結果、アルファレオ社に対して、改めて情報提供を要請する必要があると判断いたしました。

また、本情報提供要請の実施は、会社法及び当社定款上、株主総会決議を要する事項として定められているものではございませんが、上記の経緯を踏まえ、特定の株主であるアルファレオ社だけに情報提供を要請するものであること、アルファレオ社が、上記のとおり当社の経営・事業運営等に重大な影響を与え得る株主であるため、今後のアルファレオ社との対話の方針等が当社の経営・事業運営等に重大な影響を与える可能性があること等に鑑み、本情報提供要請に当たっては、本総会において株主の皆様のご承認をいただくことが適切であると判断いたしました。

本議案は、以上の理由により、株主の皆様に対して、本情報提供要請を実施することについてのご承認をお願いするものであります。

なお、本議案に関する決議は、会社法第309条第1項及び当社定款第17条第1項に定める普通決議の要件により実施されるものといたします。

2. 本情報提供要請の手続

(1) 情報提供の要請

当社取締役会は、2020年7月31日（金）までに、アルファレオ社に対して、以下の各事項に関連する質問等を記載した書面（以下「初回質問状」といいます。）を発送し、同社に回答を要請いたします。なお、当社への回答期限については、初回質問状の発送日から30日後の日とし、これを初回質問状に記載することといたします。

乾汽船株式会社第 100 回定時株主総会招集ご通知（別紙）

- ① アルファレオ社及びその関係会社の概要（名称、所在地、資本関係（実質的な資金提供者との関係を含む。）、役員構成（実質的な意思決定の主体を含む。）等）
- ② 当社株式を保有する目的（当社に対する助言・提案行為を行う目的を含む。）
- ③ スチュワードシップ責任を果たすための機関投資家の活動のあり方についての考え方
- ④ 上記③を踏まえた当社との対話の方針
- ⑤ 当社株式の今後の保有・売却等の方針
- ⑥ 今後実施を予定している当社株式の追加取得その他の投資の方法及び内容
- ⑦ 当社の経営方針、事業計画、財務計画、資本政策、配当政策、資産活用策、想定している経営者候補等
- ⑧ 今後当社株式の追加取得その他の投資を行う場合における当社の株主（アルファレオ社を除く。）、従業員、取引先その他の当社の利害関係者等への対応方針
- ⑨ 当社の企業価値を継続的かつ安定的に向上させるための施策、及び当該施策が当社の企業価値を向上させることの根拠
- ⑩ 過去に行われたアルファレオ社の当社に対する助言・提案行為が当社の企業価値を向上させることの根拠
- ⑪ 当社株式の取得その他の投資のために投下した資本の回収方針
- ⑫ 当社株式の取得資金に係る資金調達の概要（調達先の名称、金額・返済期日その他の調達条件等）及び担保の状況

(2) 追加の情報提供の要請

当社取締役会は、初回質問状に対するアルファレオ社の回答内容が同社との間で建設的な対話を実現するために十分でないとは合理的に判断する場合には、アルファレオ社に対して、追加の質問等を記載した書面（以下「追加質問状」といいます。）を発送し、同社に追加の回答を要請いたします。

かかる追加の質問等は、アルファレオ社の回答内容が同社との間で建設的な対話を実現するために十分であると当社取締役会が合理的に判断するまで繰り返し行うことができますが、その最終の回答期限日は、当社取締役会によりアルファレオ社の回答内容が同社との間で建設的な対話を実現するために十分であると合理的に判断されない場合でも、初回質問状の発送日から 60 日後の日に設定されます。

(3) 公表

当社は、初回質問状又は追加質問状に対するアルファレオ社の回答の有無及びその概要について、適時かつ適切に公表いたします。

また、当社は、初回質問状及び追加質問状に対するアルファレオ社の回答内容が同社との間で建設的な対話を実現するために十分であるか否かを当社取締役会として合理的に判断の上、その結果を適時かつ適切に公表いたします。

3. 建設的な対話の実施

本情報提供要請に対して、アルファレオ社から当社取締役会に対する情報提供の内容が同社との間で建設的な対話を実現するために十分であると当社取締役会が合理的に判断した場合には、当社は、同社との間で、当社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上へ向けた建設的な対話を実施したいと考えております。

これに対して、アルファレオ社から当社取締役会に対する情報提供の内容が同社との間で建設的な対話を実現するために十分でないとして当社取締役会が合理的に判断した場合には、当社といたしましては、同社との間で建設的な対話を実現する前提を欠くことになるため、かかる対話を実現することは困難になると言わざるを得ませんが、当社としては、同社との間で建設的な対話を実現する方策を引き続き検討していく方針に変わりはありません。

なお、当社は、本情報提供要請の結果として実現したアルファレオ社との間の対話の有無及びその概要については、これを適時かつ適切に公表いたします。

以 上

2020年5月1日

乾汽船取締役会 御中

乾汽船（株）社員 小坂吉彦
乾汽船従業員組合員 豊田大介
イヌイ倉庫オペレーションズ（株）社員 小山健一
イヌイ運送（株）社員 松本尚彦

乾汽船取締役会への要望

私ども乾汽船及び関係会社の社員は、下記の通り、アルファレオホールディングス合同会社を対象とした買収防衛策の始動を第100期定時株主総会議案に加えることを希望しております。なお、本要望は株主提案ではございません。

記

要望内容：

アルファレオホールディングス合同会社の目的が「純投資」でないことは客観的事実から明らかです。同社は、何者であり、当社に何をしようとしているのかを明らかになるような必要な処置を講じて下さい。

要望理由：

アルファレオホールディングス合同会社（以下、アルファレオ社）の行為は、我々乾汽船またはその関連会社で働く者から見て、違法ではないかも知れませんが、異常だと考えます。彼らは投資顧問会社と称し保有理由を純投資としているようですが、純投資株主が任期途中の乾康之社長解任等を求めるような行為は尋常ではなく、我々社員の就労や生活に大きな不安をもたらしています。

極めつけは、今回の臨時株主総会を巡る騒動です。COVID-19に揺れる社会情勢に付け込み、他の株主及び発行体会社を徹底して軽視した臨時株主総会の運営方法を巡る主張や考え方は、正気の沙汰とは思えません。またこれまでの社会常識から逸脱した行為は、少なくとも、この1年において、当社および関係会社の事業環境を悪化させ続けています。コロナ禍という未曾有の危機の最中、アルファレオ社の陽動に惑わされることなく、われわれ社員と現経営は丸となってこの難局を切り抜けていかねばなりません。

まず、アルファレオ社とは、一体何者であり、保有目的が何なのかを、全てのステークホルダーに対して正しく納得のいく説明を求めます。その上で、現在の買収防衛策にあるような独立委員会において「アルファレオ社が乾汽船のステークホルダーにとって、企業価値の毀損をもたらすような敵対者か否か」の判定を行なって欲しいのです。当社の買収防衛策の趣旨からすると、これらの検討の開始は株主総会で決議できるはずですが、アルファレオ社は「買収防衛策に関するすべては株主総会で決議せよ」と主張していますので、本件は是非、その株主総会に諮っていただきたいのです。

言うまでもないことですが、我々の多くは株主でもあります。そして、本件につきましては、当社OB会である乾友会でも賛同をもらっています。また、乾新悟さんを通じて、創業ご一族の皆様方にも声掛けをし、ご協力をいただくことになっております。

なにとぞ本要望をお汲みいただき、一日も早く社員が事業に邁進できる環境を整えていただけますようお願い申し上げます。

以上